

会 議 録

会 議 の 名 称	平成 2 9 年 度 第 1 回 行 田 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 運 営 審 議 会
開 催 日 時	平成 2 9 年 1 0 月 1 3 日 (金) 開 会 ; 1 4 時 0 0 分 ・ 閉 会 ; 1 5 時 3 0 分
開 催 場 所	産 業 文 化 会 館 2 階 2 A 会 議 室
出 席 者 (委 員) 氏 名	蔭 山 好 信 、 井 上 文 子 、 吉 竹 貞 夫 、 長 嶋 道 枝 、 柳 澤 俊 行 須 藤 隆 、 藤 田 烈
欠 席 者 (委 員) 氏 名	河 井 理 穂 子 、 小 川 海 治
事 務 局	中 村 和 則 総 務 課 長 、 須 賀 章 博 総 務 課 主 査 、 大 谷 昌 弘 総 務 課 主 事
会 議 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議 事 1 平 成 2 8 年 度 情 報 公 開 及 び 個 人 情 報 保 護 制 度 の 運 用 状 況 に つ い て ・ 議 事 2 行 政 機 関 個 人 情 報 保 護 法 等 の 改 正 に 伴 う 行 田 市 個 人 情 報 保 護 条 例 の 改 正 内 容 に つ い て
会 議 資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会 議 次 第 ・ 第 1 回 審 議 会 資 料 1 ~ 9

発 言 者	会議の経過（議題・発言内容・結論等）
須藤委員	<p>【会長・副会長互選】</p> <p>事務局一任</p>
事務局	<p>会長に蔭山委員、副会長に井上委員をお願いしたい。</p>
一同	<p>一同賛同（事務局案のとおり選任）</p>
事務局	<p>委員の過半数が出席している。行田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例第6条第3項で規定するとおり審議会を開催する。</p> <p>議事進行について、行田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例第6条第2項の規定により、議長を蔭山会長にお任せする。</p>
蔭山会長	<p>それでは、議事1「平成28年度情報公開及び個人情報保護制度の運用状況」について審議する。</p>
事務局	<p>資料にもとづき説明</p>
井上委員	<p>資料1の表2「請求（申出）者の区分別件数」について、自己情報に関する請求が多いのか。</p>
事務局	<p>自らの情報の公開だけではなく、自らの情報でなくても情報公開の点で公開請求をすることができる。情報公開請求（申出）の処理状況は表3となっている。</p>
藤田委員	<p>資料2「平成28年度情報公開請求（申出）受付処理簿」のうち「28-11」議会事務局へ請求のあった「市議会傍聴者カードの一覧ファイル及び同一覧ファイルの閲覧者名簿」の閲覧について、請求者は閲覧することでなにか使用目的などがあるのか。</p>

事務局	<p>情報公開の請求書に関しては使用目的を問う欄はない。 原則公開の制度となっている。</p>
吉竹委員	<p>使用目的を記入するようになれば、情報公開の申請が減るのではないか。</p>
事務局	<p>情報公開条例の趣旨としては原則公開となっている。第7条で非公開の区分をつけている。条例で制限をかけて公開できないものは非公開としている。</p>
吉竹委員	<p>情報公開・個人情報保護の観点から事務の能率化を図ってみてはどうか。</p>
蔭山会長	<p>情報公開は基本的には公開することとなっているが、部分公開や不存在のため非公開とすることもある。 議事1の運用状況については委員の皆様の理解をいただいたということによろしいか。</p>
一同	一同賛同
蔭山会長	<p>続いて、議事2「行政機関個人情報保護法等の改正に伴う行田市個人情報保護条例の改正内容」について、審議する。</p>
事務局	<p>資料にもとづき説明</p>
井上委員	<p>【個人情報の定義の明確化について】 匿名加工情報と非識別加工情報は何が異なるのか。</p>

事務局	<p>個人情報に関する法律が大きく分けて2つある。一般事業者に対する個人情報の取扱は個人情報保護法が適用となり「匿名加工情報」、行政機関には行政機関個人情報保護法が適用となり「非識別加工情報」となる。同じ意味で法により読み方が異なるものである。</p>
井上委員	<p>資料5の2頁「匿名加工情報制度」とはどのようなものなのか。</p>
事務局	<p>民間事業者へ個人情報を提供する際に個人情報の一部を加工して提供する際に必要な部分だけ手数料がかかる仕組みである。</p>
蔭山会長	<p>加工したものなど、見本が示される等すれば理解ができると思う。</p>
事務局	<p>資料7・別紙3ページの項目4にあるとおり、市としては現時点では非識別加工情報の導入はしない方向である。加工する際の個人情報の漏えいや倫理的な問題もあり、加工するにあたっては相当の配慮が必要となる。国の検討会における報告書でも、「地方公共団体の規模は様々であり、非識別加工情報の仕組みでは専門的な知識が必要となることなどを踏まえると、まずは準備の整った地方公共団体、個人情報ファイルから非識別加工情報の仕組みを導入することが適当である」とされている。市の規模や人口状況など様々であるから、情報収集に努め、他市の動向を注視して検討していく。改めて審議会に審議をお願いすることになる。</p>
藤田委員	<p>非識別加工情報制度の導入にむけた、具体的な行程表などはあるのか。</p> <p>個人情報は利用価値があり、いろいろなところから問い合わせもあるのではないか。</p>

事務局	現時点での、本市への問い合わせはない
蔭山会長	<p>今後は、有用な活用としたいので、これから検討していくという こと。</p>
藤田委員	<p>ぜひ、市で導入し活用して盛り上げて行ってほしい。この担当 部署は総務課になるのか。</p>
事務局	<p>個人情報保護条例の取扱については総務課となるが、それぞれの 所管で保有している個人情報、特に税についてはそれに付随して 他の課で実施している手当の金額や税額控除にも影響がある。 今後は、制度設計の組み立ても必要になる。ベンダーとの関わり についても今後検討が必要と思われる。</p>
藤田委員	縦割りではなく横割りでの対応をお願いします
蔭山会長	<p>匿名加工情報については、別に出てくるので、とりあえず個人 情報の定義の明確化について確認する。</p>
事務局	<p>本日の審議会終了後、改めて照会文書を送付し意見を改めて伺 うことを検討している。提出のあった意見を一度集約して、再度 次の審議会ですとまとめていただくことで考えている。本日は、事 務局からの説明及びわかりづらいところは質疑応答とする。</p>
事務局	<p>【要配慮個人情報について】 資料にもとづき説明</p>
井上委員	「要配慮個人情報」とは、改正前の「思想、信条及び宗教に関

吉竹委員	<p>する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」を改めたものでよいか。</p> <p>市民にとってわかりやすくしてほしい。要配慮個人情報では逆にわかりづらいのではないか。今までの方がわかりやすいのではないか。</p>
蔭山会長	<p>引用した条文をつけておくなどわかりやすいのではないか。</p>
井上委員	<p>用語の説明など条文の最後にあると親切でわかりやすいのではないか。</p>
事務局	<p>【事業者に対する監督に係る規定の削除】</p> <p>資料をもとに説明</p>
蔭山会長	<p>個人情報保護の対象範囲が拡大した。市としては管理できないので、個人情報保護委員会が実施することでやむを得ないと考えられる。</p>
吉竹委員	<p>資料5「行政機関個人情報保護法等改正法について」の改正内容「3その他」で示されているものを行田市でも検討しているということによいか。市として取り組めない、また、システムなどの関係でデータの加工等の導入が難しい部分もあるのか。</p>
事務局	<p>税情報など関係では住民基本台帳が基となり対応しているので職員では対応が難しく、大きな業者に頼むなど専門的な手段が必要となる。税情報をもとに課税賦課や、福祉関係の手当て等が決まるなど、毎年関連してくるものなので、業者での対応が必要となる。発注は個々の市町村での対応となる。</p>

<p>蔭山会長</p>	<p>非識別化の困難な部分はまだ見えてきていないと思う。非識別化をすることで個人情報漏えいしても困ることもある。様々なデータの集積を待ち、国で取り上げる課題とも思われる。行田市だけで先行して進めていくことではないと思う。それでも個人情報の積極的な活用を検討していかなければならない。</p>
<p>柳澤委員</p>	<p>税務関係では電子申告が実施されている。導入当初は、漏洩を心配していたがハッキング等なかった。地方税の関係ではポータルサイトを通じてやっていたが、1月31日期限のところを一時的に一極集中となったためデータの送信が遅れた事例もある。他の市町村と連携して、慎重に対応していかないといけない。「いつ頃、当面までに」などの記載をしておいた方がいいのではないか。</p>
<p>蔭山会長</p>	<p>未来へ向けた検討もしていくということによろしいかと思う。当面は非識別加工情報関係については、条例には盛り込まないということによいか。</p>
<p>事務局</p>	<p>【オンライン結合制限について】</p> <p>資料8「個人情報保護条例の見直し等について（通知）の8頁5」により記載があるが、オンライン結合制限の文面は条例において存置することで対応する。</p>
<p>蔭山会長</p>	<p>【その他の改正事項（情報公開条例の規定との調整）】</p> <p>用語を情報公開条例の規定と整合性を持たせることで整備することに異論はないか。</p>
<p>事務局</p>	<p>行田市個人情報保護条例の改正については、資料7を基本に今後検討していく。今後のスケジュールとしては、各委員の皆さん</p>

の意見を事務局で文書にて取りまとめ、次回の審議会までに委員の皆さんにフィードバックして、次回の審議に改めてご意見を伺う。平成30年3月議会に上程する予定で準備をすすめていく。公布、施行日は未定。

以上で、平成29年度第1回情報公開・個人情報保護運営委審議会の議事を終了する。